

北海道における処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件取扱要領

この要領は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について」（令和元年6月24日付け府子本第197号、元初幼教第8号、子保初0624第1号）（以下「国通知」という。）により定められた研修修了要件について、道における取扱いを定めるものとする。

なお、指定都市及び中核市に所在する施設・事業者については、当該各市において加算の認定が行われるため、本取扱いからは除外する。

1 保育所・地域型保育事業所

(1) 修了すべき研修及び研修分野

保育所・地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）における処遇改善等加算Ⅱ（以下「加算Ⅱ」という。）の研修修了要件（以下「修了要件」という。）として、修了すべき研修分野及び対象者は以下のとおり。

研修分野		職位（注1）		
		副主任保育士	専門リーダー	職務分野別リーダー
保育士等 キャリア アップ研 修	専門分野別研修	専門分野別研 修のうち3以 上の研修分野	専門分野別研 修のうち4以 上の研修分野	職務分野別リー ダー として担当する職 務 分野に対応する分 野 を含む1以上の研 修 分野
	乳児保育			
	幼児教育			
	障がい児保育			
	食育・アレルギー対応			
	保健衛生・安全対策			
	保護者支援・子育て支援			
	マネジメント研修	必須	×（注2）	×（注2）
	保育実践研修	×（注2）	×（注2）	×（注2）

（注1）各職位については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和5年6月7日付けこ成保39、5文科初第591号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知）第5の2ケi及びiiに対応する。

（注2）原則として、専門分野別研修として取り扱うことはできないが、令和元年度までに受講した研修に限って、専門分野別研修として取り扱うことが可能である。

(2) 修了要件に該当する研修

ア 保育士等キャリアアップ研修（平成29年度以降）

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に沿って、各都道府県又は各都道府県知事が指定する研修実施機関が実施する研修をいう。

イ 旧幼稚園教諭免許状更新講習（以下、旧免許状更新講習）（平成 21 年度以降）及び免許法認定講習（平成 29 年度以降）

旧免許状更新講習は、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 40 号）の一部施行（令和 4 年 7 月 1 日）より前に実施された幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習をいう。旧免許状更新講習及び免許法認定講習のうち、ガイドライン別添 1「分野別リーダー研修の内容」の各分野（ただし、「保育実践」は除く。）の「ねらい」及び「内容」を満たし、かつ、同一分野を 15 時間以上修了している場合に限って、保育士等キャリアアップ研修に係る専門分野別研修を修了したものとみなす。

（3）修了要件における園内研修の取扱い

道知事が指定した研修実施機関が実施する保育士等キャリアアップ研修について、園内研修による 1 分野最大 4 時間の研修受講時間の短縮は行わない。

（4）修了要件の確認

修了要件の確認については、修了要件が必須化された以後、加算Ⅱ認定の申請時に加算Ⅱ対象者について、以下のものを添付する。

ア 研修受講履歴一覧（様式 2 - 1）

イ 一覧に記載の各職員が研修を修了していることの証明（修了書等の写し）

（ア）保育士等キャリアアップ研修：保育士等キャリアアップ研修修了証の写し

（イ）旧免許状更新講習：大学等が発行する更新講習修了証明書（履修証明書）の写し

（ウ）免許法認定講習：大学等が発行する学力に関する証明書の写し及び幼稚園教諭免許状の写し

ウ その他研修受講履歴一覧の内容を確認できる資料

（5）その他

修了要件の適用時期については、国通知に準じる。

2 幼稚園・認定こども園（保育所型認定こども園含む。）

(1) 修了すべき研修、研修分野及び時間数

幼稚園・認定こども園（保育所型認定こども園含む。）（以下「幼稚園等」という。）における加算Ⅱの修了要件として、修了すべき研修内容及び対象者は以下のとおり。

研修分野	職位（注3）		
	中核リーダー	専門リーダー	若手リーダー
教育（・保育）の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修	60 時間以上	60 時間以上	15 時間以上
うちマネジメント分野	15 時間以上必須	（注4）	（注4）
うち園内研修	15 時間以内可	15 時間以内可	4 時間以内可

（注3） 1（1）（注1）に準ずる。

（注4） 専門リーダーや若手リーダーがマネジメント分野に係る研修を受講する場合、その時間を積み上げることができる。

(2) 修了要件に該当する研修

幼稚園等の職員が受講すべき研修は、幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質（認定こども園においては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて教育及び保育の質）を高めるための知識・技能の向上を目的とし、かつ、以下ア～オの主体が実施する研修及びカの研修とする。（各研修の受講時間数を合算する。）

ア 都道府県又は市町村（教育委員会を含む。）（平成 29 年度以降）

道が実施する対象研修は、北海道保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課のホームページに掲載する。

また、市町村が実施する研修については、以下の要件に合致するものを対象とし、研修の内容が分かる書類及び修了証（案）を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部社会福祉課へ提出することとする。毎年度同様の内容を実施する場合も、開催要領等、研修の内容を確認できる資料を振興局へ送付する。

提出を受けた振興局は、認定可否を判断し、認定する場合は、市町村研修認定リスト（様式4）へ記載する。

（ア） 国通知2（2）及び3（2）の目的に適う内容であること。

（イ） 受講者名簿を管理していること。

（ウ） 修了証を作成していること。

なお、都府県や他の都道府県が認定した団体が実施する研修については、道が国通知2（2）及び3（2）の目的に適う内容である認めるとき、対象となる。

イ 道が認定する団体（団体ごと）

国通知に定める要件に合致しているものとして、2（4）で道が研修の実施主体と認定した団体については、北海道保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課の

ホームページに掲載する。

ウ 大学等（平成 29 年度以降）

大学、大学共同利用機関、独立行政法人教職員支援機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）が実施する研修とする。

エ その他道が適当と認めた者

その他道が適当と認めた者が実施する対象研修は以下のとおり。

- ・保育士等キャリアアップ研修（平成 29 年度以降）

（注 5） マネジメント研修は中核リーダーに限り対象とできる。また、保育実践研修については、1（1）（注 2）の取扱いに準ずる。

（注 6） 幼稚園の職員については、「乳児保育」分野は対象の研修とならない。

（注 7） 他の都府県や都府県が指定した機関が実施する研修を修了した場合も、研修修了要件に該当する研修とする。

オ 園内における研修を企画・実施する幼稚園等（令和 4 年度以降）

幼稚園等が企画・実施する園内における研修（以下「園内研修（幼稚園等）」という。）について、以下の（ア）から（ウ）に定める要件を全て満たした場合には、園内研修（幼稚園等）の修了者について、中核リーダー（副主幹保育教諭）及び専門リーダーにおいては 15 時間以内、若手リーダーにおいては 4 時間以内の範囲で修了要件として、修了すべき研修時間に含むことができる。

なお、園内研修（幼稚園等）を対象としたい場合は、加算Ⅱの申請時に、様式 3 を添付する。

（ア） a から c いずれかに該当する外部講師を招へいすること。ただし、道が行う園内研修リーダー育成講座（基礎編・応用編）を修了した者を講師とする場合は、自園の職員を講師とすることを可とする。

a 研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると都道府県又は市町村が認める者（看護師、保健師、管理栄養士、救急救命士、消防士、警察官等）

b 道が認定する団体が認める者（注 8）

c 大学等に属する者

（イ） 研修の目的及び内容が明確に設定されていること。

（ウ） 研修受講者が明確に特定されており、各園において研修修了の証明が可能であること。

（注 8） 道が認定する団体が、園内研修（幼稚園等）の講師となる者を認めた場合は、北海道保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課へ様式 1 - 3 により報告する。

カ 旧免許状更新講習（平成 21 年度以降）及び免許法認定講習（平成 29 年度以降）

下記の証明書の種類に応じて、研修時間欄に記載の時間数を修了した研修時間とする。

(ア) 旧免許状更新講習（注9）

証明書の種類	研修時間
大学等が発行する更新講習修了証明書（履修証明書）	書類記載の時間数
大学等が発行する「更新講習修了確認証明書」又は教育委員会が発行する「改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書」	1 証明書30時間

(イ) 免許法認定講習（いわゆる上進講習）（注9）

証明書の種類	研修時間
大学等が発行する「学力に関する証明書」（平成29年4月1日以降に履修したもの）	取得単位数×15時間

（注9）受講した旧免許状更新講習及び免許法認定講習の内容がマネジメント分野にあたる場合は、大学等が発行する更新講習修了証明書（履修証明書）等それを証明する資料を添付すること。道がその内容を確認できた場合は、該当時間分をマネジメント分野の研修受講時間数として扱う。

(3) 修了要件の確認

修了要件の確認については、修了要件が必須化された以後、加算Ⅱ認定の申請時に加算Ⅱ対象者について、以下のものを添付する。

ア 研修受講履歴一覧（様式2-2）

イ 一覧に記載の各職員が研修を修了していることの証明（修了書等の写し）

（ア）研修実施主体が発行した研修修了証等の写し

（イ）保育士等キャリアアップ研修：保育士等キャリアアップ研修修了証の写し

（ウ）旧免許状更新講習：大学等が発行する更新講習修了証明書（履修証明書）の写し、更新講習修了確認証明書の写し又は教育委員会が発行する改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書の写し

（エ）免許法認定講習：大学等が発行する学力に関する証明書の写し及び幼稚園教諭免許状の写し

（オ）園内研修：園内研修実施状況報告書（様式3）

ウ その他研修受講履歴一覧の内容を確認できる資料

(4) 道が認定する団体の申請等

道が認定する団体の申請は、北海道保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課へ様式1により行い、道が研修の実施者として適当と認める場合は、様式1-2により認定する。

(5) その他

修了要件の適用時期については、国通知に準じる。

附 則

この要領は、令和4年（2022年）3月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年（2023年）7月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年（2023年）10月4日から施行する。